

○武蔵村山市地域公共交通会議設置要綱

平成23年3月30日訓令（乙）第13号

（設置）

第1条 地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議会及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条に規定する地域公共交通会議として、武蔵村山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関すること。
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) その他交通会議が必要と認めること。

（組織）

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 学識経験者 1人

イ 公募による市民 4人以内

ウ 利用者の代表者 3人以内

エ 国土交通省関東運輸局長又はその指名する職員 1人

オ 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者 4人以内

カ 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者 2人以内

キ 一般社団法人東京バス協会の代表者 1人

ク 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
1人

ケ 警視庁東大和警察署の職員 1人

コ 東京都北多摩北部建設事務所の職員 1人

- (2) 市長又はその指名する者 1人

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は指名の日からその属する年度の翌年度の末日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 交通会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は第3条第2項第1号アに掲げる者である委員をもって充て、副会長は委員の互選により選任する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集する。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、交通会議の議案が軽易又は緊急の決定を要すると判断したときは、書面により委員の可否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(運賃協議会)

第7条 道路運送法第9条第4項に規定する路線等に係る運賃等を協議するため、必要に応じ交通会議に運賃協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

(1) 武蔵村山市長又はその指名する者

(2) 市長が住民の意見を代表する者として指名する者

(3) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する職員

(4) 当該一般乗合旅客自動車運送業者

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項については、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、都市整備部交通企画・モノレール推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則 (令和6年1月19日訓令(乙)第10号)

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。